

リニア駅前エリア整備検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県のリニア駅前エリアの整備方針を検討し、基本計画として取りまとめるため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的としてリニア駅前エリア整備検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(意見を聴取する事項)

第2条 検討会議はリニア駅前エリア整備の在り方検討会議を踏まえ、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) リニア駅前エリア整備の基本計画に関する事項
- (2) リニア駅と小井川駅とのアクセスに関する事項
- (3) その他リニア駅前エリアの整備の推進に関する事項

(構成員)

第3条 検討会議は、意見を聴取する事項に関して知識又は経験を有する者のうちから、山梨県リニア未来創造局長が依頼する委員をもって構成する。

2 山梨県リニア未来創造局長は、意見を聴取する事項に関して必要があると認めるときには、委員を追加することができる。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第4条 検討会議にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第5条 検討会議は、山梨県リニア未来創造局長が招集する。

2 検討会議に座長を置き、山梨県リニア未来創造局長が座長を指名する。

3 座長は会議を進行する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

5 山梨県リニア未来創造局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、山梨県リニア未来創造局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、山梨県リニア未来創造局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。